

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十三年
四月一日

金 曜 日

目 次

人事委員会
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
公安委員会
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年四月一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中 「監 察 官」を「**監察官**」に改める。
地域管理官

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

「生活安全企画課

地域課

少年課

生活環境課

通信指令課

「生活安全企画課

地域課

少年課

生活環境課

通信指令課

第十一条第八号を削る。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五から第十二条の八までを一条ずつ繰り上げ、第十一条の九第二項中「第十一条の八」を「前条」に改め、同条を第十一条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

(通信指令課)

第十一条の九 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

一 通信指令業務の企画、調査、指導、指導、運用等に関すること。

二 一一〇番通報その他の緊急通報等の受理、指令等に関すること。

三 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報集

約に関すること。

四 無線通話の統制に関すること。

(通信指令室)

第十一条の十 通信指令課に通信指令室を附置する。

2 通信指令室においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中、「通信指令室」を削り、「生活安全捜査室」の次に、「通信指令室」を加える。

第三十七條第一項中「七十七人」を「七十八人」に、「四五四人」を「四五六人」に、「四六九人」を「四七一人」に、「四八四人」を「四八六人」に、「一、六四二人」を「一、六四九人」に、「一、九三八人」を「一、九四五人」に改め、同条第二項中「五七五人」を「五八二人」に、「七六五人」を「七七二人」に、「一、六四一人」を「一、六四九人」に、「一、九三八人」を「一、九四五人」に改める。

別表第一地域の部を次のように改める。

地域	
運用	救助
救助	庶務・運用

航空隊	整備	鉄道警察 隊長補佐	地域指導室	
	管理飛行		企画・指導第一	企画・指導第二
整備班	管理飛行班	小隊	職務質問指導	企画・指導第一

別表第一中

生活安全 捜査室		生活環境		
生活安全捜査		サイバー犯罪	風俗・銃砲保安	企画・指導
三 生活安全捜査第三	二 生活安全捜査第二	一 生活安全捜査第一	サイバー犯罪捜査	庶務

を

生活環境	生活安全 捜査室	通信指令	通信指令 室
------	-------------	------	-----------

企画・指導	風俗・銃砲保安	サイバー犯罪	生活安全捜査	企画・指導	生活安全捜査	生活安全捜査	生活安全捜査
企画・指導	風俗営業	銃砲行政・保安	サイバー犯罪対策	サイバー犯罪捜査	生活安全捜査第一	生活安全捜査第二	生活安全捜査第三
通信運用	企画・指導	庶務	通信指令第一	通信指令第二	通信指令第三	通信指令第一	通信指令第二

に改める。

別表第三笛吹警察署の部金田警察官駐在所の項中「金田警察官駐在所」を、「一宮西警察官駐在所」に、「笛吹市一宮町金田一四三の八」を、「笛吹市一宮町竹原田一四の二」に改め、同表日下部警察署の部勝沼ふどう郷駅前警察官駐在所の項中「錦塚」を「綿塚」に改め、同表大月警察署の部七保警察官駐在所の項中「大月市七保町林九三三の三」を「大月市七保町葛野二三六八の二」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。